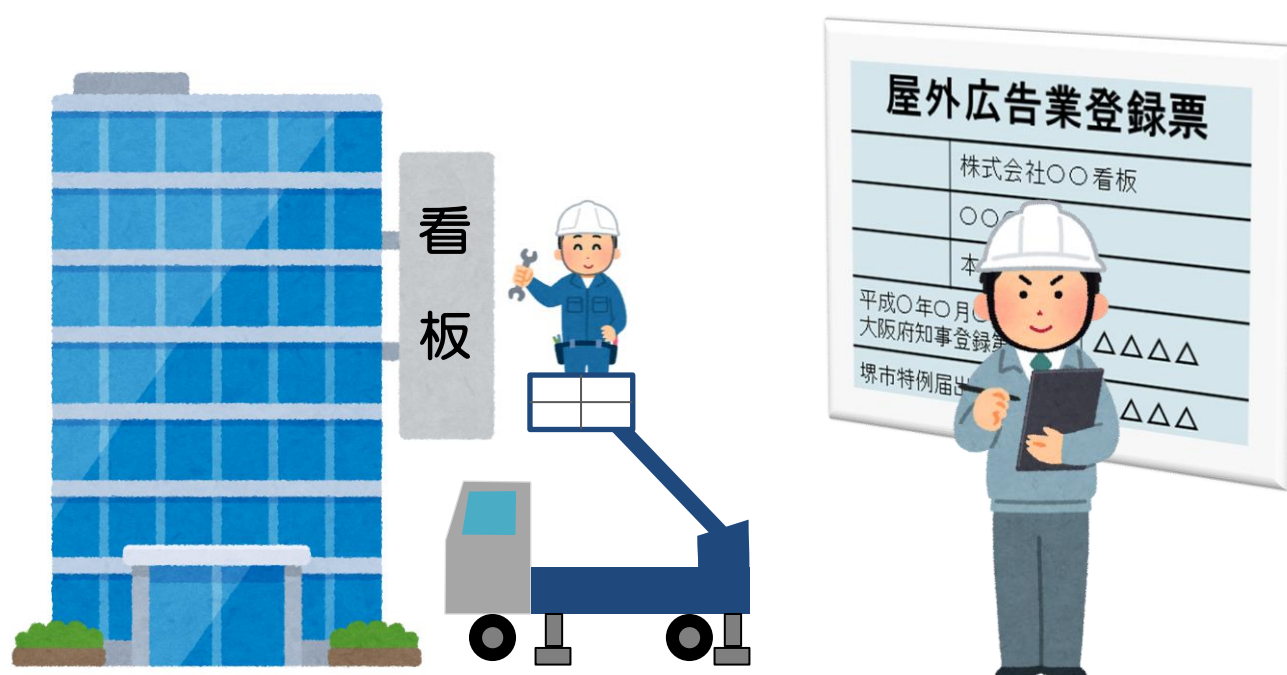


# 看板の設置は 屋外広告業の登録業者に 依頼してください！



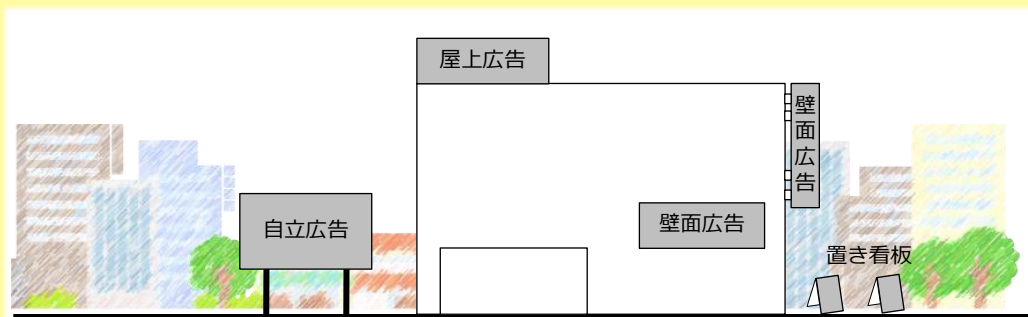
- 屋外広告業（屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業）を営む事業者の方は、工事を行おうとする区域で屋外広告業の登録又は届出を行う必要があります。
- 堺市内で看板（屋外広告物）の設置や改修をするときは、堺市に屋外広告業の登録（届出）をしている業者に依頼してください。

インターネットで  を検索

# 屋外広告物の掲出には許可が必要です！

- 屋外広告物を掲出する場合には原則許可が必要です。  
市役所への申請手続きを行ってください。  
(1敷地につき合計面積が7㎡以下の自家用広告物のみ申請不要です)
- 違反広告物等について、50万円以下の罰則などが適用される場合があります。

## 屋外広告物の種類



# 安全点検を行いましょう！

- 広告物を正しく設置しなかったり、管理を怠ると重大な事故や取り返しのつかない事態につながる恐れがあります。事故等により第三者に被害を与えた場合、会社や店舗等がこれまで築き上げた信頼を一瞬で失うだけでなく、多大な責任を問われることもあります。
- 日常的な安全管理に留意するとともに、定期的な安全点検を実施するなど、日頃から屋外広告物を適切に設置、維持管理をお願いします。

## 事事故例



広告塔の倒壊事例



壁面広告の落下事例

【問合せ先】 堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観課

TEL 072-228-7432 (直通) FAX 072-228-8468

9:00~17:30 (但し、土・日曜日、祝日は除く)